

# 徳島県立海部高等学校同窓会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、徳島県立海部高等学校同窓会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を徳島県立海部高等学校（以下「海部高校」という）に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦・互助と、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員相互の連絡に関する事。
2. 会報、会員名簿等の発行に関する事。
3. 母校の教育発展に関する事。
4. その他、本会の目的達成のために必要と認める事。

## 第2章 会員

(会員)

第5条 本会は、正会員と準会員をもって組織する。

1. 正会員は、海部高校卒業生とする。
2. 準会員は、海部高校に1年以上在籍し、特に入会を希望し役員会の承認を得た者とする。

## 第3章 客員

(客員)

第6条 本会は、海部高校現職員並びに本会と密接な関係をもつ者で、役員会の承諾を得た者を客員とする。

## 第4章 役員

(役員)

第7条 本会は、次の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名 理事 若干名 会計 1名 庶務 1名  
監事 2名 顧問 1名

(役員を選出)

第8条 各役員は、次の方法で選出する。

1. 顧問は、海部高校校長をもってあてる。
2. 会長・副会長・理事・監事は、総会において選出する。
3. 会計・庶務は、海部高校現職員より会長が委嘱する。
4. 役員に欠員が生じた場合は、役員会がその代理者を任命する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは互選により何れか一人がその仕事を代行する。
3. 理事は、本会事業の執行にあたる。
4. 会計は、本会の会計事務を担当し、通常総会において会計報告をする。

5. 庶務は、会計以外の一切の事務を管轄する。
6. 監事は、会計の監査をし、通常総会に報告する。
7. 顧問は、海部高校の代表として、総会・役員会の諮問に答える。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。但し、補欠により選任された役員任期は、前任者の在任期間とする。

## 第5章 会 議

(総 会)

第11条 総会は、通常年1回会長が招集する。但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。また、総会が開催不可能な時は、役員会の議決をもって総会の議決とする。総会の議長は、会長が行うこととする。

(総会の役割)

第13条 総会は、全会員で構成され、本会の最高議決機関であり、次のことを行う。

1. 会長・副会長・理事・監事の選出
2. 会計・事業・会務の報告・審議・承認
3. 会則の制定・改正
4. その他必要事項の審議

(総会の議決)

第14条 総会の議決は、出席者の過半数をもって行う。但し、可否同数の場合は議長が決定する。

(役員会)

第15条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

(役員会の役割)

第16条 役員会は、顧問・会長・副会長・理事・会計・庶務・監事で構成され、次のことを行う。

1. 総会議案の審議・承認
2. 総会決定事項の執行
3. その他、本会の運営に関して必要と認める事項の審議・執行

(役員会の議決)

第17条 役員会の議決は、全役員過半数の出席で、出席者の過半数をもって行う。但し、可否同数の場合は、会長が決定する。

## 第6章 会 計

(経 費)

第18条 本会の経費は、会費・寄付金及び雑収入をもってこれにあてる。

(会 費)

第19条 本会の会費は、在学各年度1,000円、計3,000円とする。また、必要に応じて臨時会費を徴収できるものとする。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

## 附 則

第1条 本会則は、平成19年4月1日より発効する。

第2条 本会則は、平成30年度(2018年度)に一部改正し、同年8月より施行する。